

(別冊 1)

勤労青少年ホーム跡地活用事業
審査基準書

平成 29 年 7 月

高浜市

1. 選定審査の流れ

本事業の選定審査は、外部有識者、市職員等で構成する高浜市勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行い、「資格審査」、「基本的条件の適合審査」、「提案内容の審査」の3段階に分けて実施するものとする。

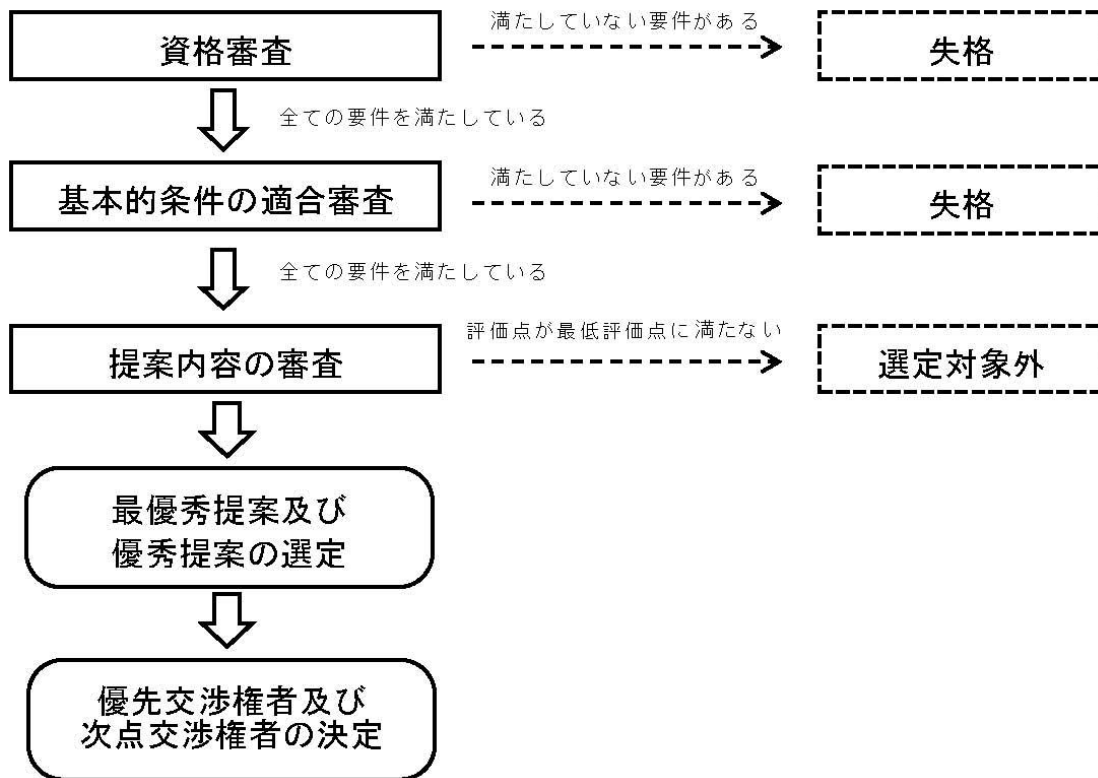
資格審査は、書類審査とし、応募者が募集要項「7. 応募者の参加資格要件」に示す条件を満たしているかどうかの確認を行う。満たしていない要件がある場合は失格とする。

基本的条件の適合審査は、書類審査とし、応募者が審査基準書の「2. 基本的条件の適合審査基準」の審査項目を満たしているかどうかの確認を行う。満たしていない要件がある場合は失格とする。

提案内容の審査は、書類審査及びヒアリングによる審査とし、審査基準書の「3. 提案内容の審査基準」の提案審査の評価項目に基づき評価を行う。審査の結果、最優秀提案と優秀提案を選定するが、その選定に当たっては審査基準書の「4. 最低評価点」に満たないものは対象外とする。また、市又は選定委員会は、必要に応じて附帯条件を付することができる。

選定委員会における選定結果を踏まえて、市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議し、基本協定を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行う。審査の結果は文書で応募者に通知するとともに、速やかに市公式ホームページ等で公表する。

（参考 フロー図）



2. 基本的条件の適合審査基準

審査項目		備考
1	25m、6コース以上でプールの水深の変更が可能な屋内温水プールが整備され、平成31年度に水泳指導が開始される。	
2	水泳指導において教諭のサポートができるインストラクターが、1回当たり3～4名以上配置される。	
3	安全かつ、適切な運行等確実なバスの送迎が実施される。	
4	夜間照明付きの人工芝のテニスコートが4面隣接して整備される。	
5	市民および南中学校の部活動が、スポーツクラブ等の会員にならなくともテニスコートの利用ができる。また、スポーツの振興を目的に開催する大会会場としての利用ができること。	

3. 提案内容の審査基準

《評価項目及び配点表》

提案審査の評価項目		配点	
1. 水泳指導			
①児童生徒の安全性・ 利便性・快適性の確保	バスの送迎から水泳指導に至る動線の安全性が確保されている。	5	40
	更衣室、シャワー室、プール、採暖室、浴室等のスペース、機能が充実しており、児童生徒の利便性・快適性が確保されている。	10	
②水泳指導の運営内容	児童生徒の泳力パターンに合わせ優れた水泳指導のサポートが充実している。	15	
	時間内でバスの送迎が確実に実施され、水泳の指導、着替え等の時間が計画通り確保できる提案となっており、実行性が高い。	10	
2. テニスコート			
①テニス利用者の利便性の確保	テニスコートの利用者が快適に利用できるスペース、機能が確保されている。	10	15
②テニスコートの運営内容	予約、受付等が市民の利便性に配慮した、効率的な予約、運営システムとなっている。	5	
3. まちづくりへの寄与			
①スポーツの拠点の形成	屋内温水プール、テニスコート以外に市民の健康増進に寄与するスポーツ機能のサービスを提供している。	10	20

②地域貢献	市内企業の活用、市民行事の支援、災害時の協力、三州瓦を建物に使用する等、地域貢献を考慮した提案となっている。	10	
4. コスト・事業の安定性			
①水泳指導の委託料	市の想定より安価な提案となっている。	15	60
②テニスコートの利用料	市の想定より安価な提案となっている。	10	
③事業者が市に支払う地代	最低額以上の地代が支払われる。	5	
④事業の安定性	事業者の財務状況が良く、長く安定したサービスの提供が期待できる。	5	
	自己資金比率が高く、事業期間中、市が求める条件以外の収入が確保されるとともに、支出も抑えられ、安定したサービスを提供できる計画となっている。	15	
	災害や事故、事業中断等に備えた保険が付保されている。	10	

合計 135点

4. 最低評価点

提案審査の評価項目に基づく各審査委員の採点結果の平均値

81点